

愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）の取組状況及び評価

重点目標	基本施策	主な取組状況（平成30年度～令和4年度）	評価
I 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成	①DV防止に向けた啓発の推進	女性相談センター等相談窓口の周知強化 ○DV相談窓口を紹介するカードを作成、配布した。 ⑩・①計20,000枚 ②10,000枚 ③42,500枚 ④9,795枚	○2022年度県政世論調査の結果、「配偶者等から受ける暴力をDVと呼ぶことを知っている」と答えた人は83.5%と、計画策定時（平成28調査時86.7%）から、ほぼ横ばいとなっている。 ○今後、さらなる啓発資料の作成や出前講座の開催等によるDV理解促進に向けた啓発を実施していく必要がある。
		市町村を中心とした地域における啓発の実施 ○DV理解の出前講座（民間団体から講師を派遣）を毎年度実施。 ⑩26回/2,089名 ①29回/2,441名 ②12回/983名 ③33回/1,440名 ④41回/3,696名	
	②若年層への教育・啓発の推進	学校等における人権教育の実施 ○保育士研修や小中学校初任者研修、養護栄養教諭研修等においてDVについての周知を実施。 ○「教員研修の手引」の中でDVについて取り上げ、教員全体への周知を図った。 若年層への幅広い啓発の強化 ○DV理解の出前講座を毎年度実施。 ※うち学校・専門学校等での実施回数/参加人数 ⑩20回/1,885名 ①23回/2,160名 ②7回/837名 ③27回/1,225名 ④33回/3,402名	○教員研修や出前講座等により啓発を行っているが、より幅広い層にDVについての理解を深めてもらうため、教育・啓発の取組を推進していく必要がある。
	③早期発見体制の充実	医療関係者等への周知 ○医療関係者向けにDV被害者の発見や適切な対応を促す内容のリーフレットを作成し、県内の医療機関に配布した。（令和3年度実施） ○DV理解の出前講座を実施。 ※うち医療系教育機関での実施回数/参加人数 ⑩6回/341名 ①8回/479名 ②4回/127名 ③7回/290名 ④7回/295名	○県内の医療機関や看護学校に対する周知は着実に実施している。 ○引き続きDV被害者の早期発見に向け通報の重要性等の周知に努めていく必要がある。
II 安心して相談できる体制の整備	④愛知県女性相談センターの機能強化	女性相談センターの充実 ○嘱託弁護士による定例相談日を設け、職員や相談員への法的助言を実施。 ○相談・支援の質のさらなる向上を図るため、女性相談員向けの研修（全体研修及び地域ごとの研修）を毎年度複数回開催している。	○女性相談センターの専門性を確保するため、引き続き職員の資質の向上に取り組む必要がある。
	⑤身近な地域での相談窓口の充実	市町村DV基本計画策定の促進 ○DV防止法で努力義務とされている市町村DV基本計画策定を促進するため、地域ネットワーク会議で働きかけを行うとともに、未策定の市町村に対し個別訪問等を実施した。 ※策定市町村数 ⑨41/54市町村→④49/54市町村	○DV基本計画の策定市町村数は増加しているが、それぞれの市町村の実情に応じた相談体制の充実を図るため、引き続き全市町村で策定されるよう働きかけていく必要がある。
	⑥被害者の状況に配慮した相談機能の充実	女性相談センターでの通訳の確保 ○通訳者を雇用し、一時保護者との面談の際の通訳等を随時実施した。 （対応言語：ポルトガル語、タガログ語始め11か国語） ⑩16回 ①9回 ②19回 ③17回 ④26回 愛知県国際交流協会における多言語での生活相談、弁護士相談等の実施 ○あいち国際プラザ「あいち多文化共生センター」において、多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題に対する継続的支援を行った。 外国人に対応する関係職員研修の実施 ○県女性相談員等を対象とした研修において、外国人DV被害者の支援への理解を深めた。 男性DV被害者への対応 ○男性が安心して相談できるよう、男性の臨床心理士が電話相談を受ける「愛知県男性DV被害者ホットライン」を設置。（平成30年10月27日開設） 県内市町村やスーパー、コンビニ等において窓口の周知カードを配布。 ※相談件数（うちDV相談件数） ⑩18件(14件) ①40件(29件) ②52件(29件) ③64件(36件) ④64件(41件)	○通訳の雇用や多言語相談窓口での対応などによって外国人DV被害者の相談支援を進めている。 ○引き続き、相談から保護までの支援において外国人等であることを理由に支援が受けにくい状況がないよう、取組を行っていく必要がある。 ○男性DV相談窓口を開設し、男性被害者の相談を受けているが、引き続き窓口の周知や男性DV被害についての啓発を実施していく必要がある。

重点目標	基本施策	主な取組状況（平成30年度～令和4年度）	評価
Ⅲ 安全な保護体制の整備	⑦一時保護体制の充実	DV被害者の状態に合わせた一時保護の実施 ○障害者・高齢者のDV被害者については、市町村と連携を図りながら、障害者施設・高齢者施設への移行も検討するなど、DV被害者の状況を総合的に判断して適切な機関での保護を実施した。	○引き続き専門職員によるケアの充実や一時保護中のDV被害者の安全確保に努めていく必要がある。
		一時保護委託施設との連携 ○女性相談センター職員や女性相談員が委託施設に出向き、DV被害者と面接し施設職員と連携して支援を行った。	
Ⅲ 安全な保護体制の整備	⑧DV被害者の安全確保と加害者対応の拡充	一時保護におけるDV被害者の安全確保 ○「危険度アセスメント表」の様式を利用した一時保護委託先や婦人保護施設との危険度の共有を行った。 ※「危険度アセスメント表」作成件数 ⑩133件 ①125件 ②104件 ③87件 ④98件	○「危険度アセスメント表」を作成し、関係者間でDV被害者の危険度を共有し、被害者の安全確保に努めている。 ○引き続き「危険度アセスメント表」の作成や、関係者間での緊密な連携を図っていく必要がある。 ○加害者プログラム等について、引き続き国等の情報を収集していく必要がある。
		加害者への対応についての研究 ○国が実施した加害者更生プログラムの調査研究について情報収集するとともに、本人の更生の動機付けから更生に至るまでのプログラムの開発や仕組みづくりを国に要望した。	
Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の推進	⑨総合的な支援の展開	状況に応じた福祉制度等の十分な活用 ○「ひとり親家庭福祉制度のしおり」を毎年度作成し、市町村を通じて配布するとともに、県のホームページに各種事業・相談窓口等を掲載。	○自立に向けて、DV被害者が利用可能な各種福祉制度の周知等に取り組んでおり、引き続き被害者が福祉制度を十分に活用できるよう、周知を推進する必要がある。
	⑩被害者の心のケアの充実	DV被害者へのカウンセリング等の実施 ○一時保護中のDV被害者に対し、心理職員による面接相談、必要な範囲での医療情報提供等を実施。	○被害者の自立を促進するため、カウンセリング等の実施による被害者の心理的サポートや同行支援等を実施する必要がある。
	⑪住宅の確保に向けた支援	公営住宅の活用 ○県営住宅におけるDV被害者の優先入居を実施。	○県営住宅への優先入居等、引き続きDV被害者の住居確保を支援していく必要がある。
	⑫就業に向けた支援	就業支援情報の提供 ○関係機関と連携し、就業に関する情報提供や助言を実施。	○DV被害者の経済的基盤を確保するため、引き続き被害者の状況に応じた情報提供や助言を行っていく必要がある。
	⑬子どもへの支援	子どもの心のケアの充実 ○女性相談センターと児童相談センターが連携し、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。 一時保護中の学習支援等 ○一時保護中の同伴児童への学習支援（学習指導員の派遣）を事業化（R5～）	○児童相談センターと連携した対応を進めている。 ○一時保護中の同伴児童に対する学習支援を引き続き実施していく必要がある。
Ⅴ 関係機関等との連携促進と人材育成	⑭民間支援団体との連携・協働の促進	愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催等による連携 ○愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議や、女性支援を行っている団体との交流会等を開催し、民間支援団体との連携を図った。	○引き続き民間支援団体との意見交換を行う場を設け、さらなる連携・協働を進めていく必要がある。
	⑮関係行政機関等との連携促進	女性相談センター駐在室におけるネットワークの促進 ○女性相談センター駐在室管内地域ごとに、連絡会議を開催し、市町村や警察、児童相談所、裁判所等の関係行政機関等との連携を図った。	○関係行政機関が共通認識を持ち、密接に連携するため、引き続き関係行政機関等との連携・協働を進めていく必要がある。
	⑯職務関係者の研修の充実	女性相談センターによる研修等の充実 ○「市町村女性問題相談員実務研修」を毎年度実施。 ⑩183名 ①197名 ②102名 ③137名 ④161名 職務関係者等への研修の実施 ○DV理解の出前講座の実施。 ※うち行政機関等での実施回数/参加人数 ⑩5回/197名 ①5回/326名 ②4回/135名 ③5回/204名 ④6回/262名	○市町村の職員や相談員等に対する研修を毎年度実施し、職員の資質の向上に取り組んでいる。 ○複雑かつ多様化する相談にも適切に対応できるよう、引き続き職員研修を実施し、職員の資質の向上を図る必要がある。

<数値目標の達成状況>

指標	基準値		目標値		進捗状況 (基準値からの増減)		達成状況	評価
	年度	数値	年度	数値	年度	数値		
配偶者や恋人等親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	2016	86.7%	2022	100%	2022	83.5% (△3.2%) ※2023 県政世論調査実施 (9月頃公表予定)	未達成	・目標未達成であり、今後、啓発資材の作成やDV理解の出前講座等の実施、その他の方法によりさらなる啓発の推進が必要である。
学校等へのDV防止啓発講師派遣回数	2017	20回	2022	25回	2022	41回 (+21回)	達成	・講師派遣回数は目標を達成しているが、上記のとおり、DVに関する理解の啓発を推進する必要があることから、引き続き実施していくことが求められる。
DVに関する相談窓口の認知度 「市区町村役場や福祉事務所などにDVについて相談できる窓口があることを知っている」とする県民の割合	2016	40.6%	2022	80%	2021	36.5% (△4.1%) ※2023 県政世論調査実施 (9月頃公表予定)	未達成	・目標未達成であり、さらなる周知・啓発が必要である。 ・相談窓口周知カードの配布や県Webページへの掲載等を実施しているが、より効果的な窓口の周知方法の検討が求められる。
DV基本計画策定市町村数	2017	41市町村	2022	全市町村 (54市町村)	2022	49市町村 (+8市町村)	未達成	・DV基本計画策定市町村は増加しているが、市町村での相談体制の充実を図るため、引き続き目標どおり全市町村で策定されるよう働きかけていく必要がある。
庁内DV連携会議設置市町村数	2017	26市町村	2022	全市町村 (54市町村)	2022	23市町村 (△3市町村)	未達成	・目標未達成であり、これまで毎年度の各地域のDV被害者保護支援連絡会議等において庁内DV連携会議設置の働きかけを行ってきたが、市町村内でDVや福祉、児童、住民票等の様々な担当部署の連携が図られるよう、さらなる取組が求められる。
地域別事例検討会開催回数	2017	2回	2022	9回	2022	9回 (+7回)	達成	・県内各地域で、関係機関（女性相談センター、市町村、警察、児童相談所、社会福祉協議会等）による事例検討等を行っている。 (例) 自立支援の方策、住民基本台帳の支援措置について 等 ・関係機関の連携や専門性の確保に資する取組であり、今後も引き続きの実施が求められる。